

**我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の一部を
改正する条例(案)についての意見募集(パブリックコメント)結果の公表**

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

■ **パブリックコメントの結果**

我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例(案)についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

- 1 募集期間 令和5年12月1日から令和6年1月4日まで
- 2 提出人数 1名
- 3 意見総数 4件
- 4 公表場所

商業観光課、消費生活センター、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、各近隣センター、各図書館分館、我孫子市ホームページ

- 5 意見公募した内容 我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例(案)(別紙1参照)
- 6 意見と意見に対する市の考え方

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-1	意見	第1条の中に「石けんの定義」と「地方自治法」の説明が括弧書きで書かれていますが、石けんの定義を第2条にした方がすっきりすると思います。	定義が必要な用語が1つになったことにより、「定義」の条項は設けないこととなることから、案のとおりとします。
	理由	括弧書きの内容の文章の方が条例本文より多いため読みにくく、目的の意図を受け取りにくいです。 地方自治法の括弧書きはそのままにしても、石けんの定義を別にすることで主旨ははっきりすると思います。	

1-2	意見	<p>第1条について、以下の様に「分解されやすい性質を持ち」と修正し、また、石けんを「石けん洗剤」と修正していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1条 この条例は、人と自然が調和する環境に配慮したまちづくりを目指し、自然界で分解されやすい性質を持ち、将来にわたって環境及び身体にやさしい石けん洗剤の利用を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の3項の規定により、我孫子市石けん利用推進対策審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その運営の基本を定めることを目的とする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「自然界で分解され」を「自然界で分解されやすい性質を有し」に修正します。</p> <p>また、「石けん」を「石けん洗剤」と修正してほしいとのご意見については、家庭用品品質表示法に基づき、案のとおり修正なしとします。</p>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然界で分解され」より「自然界で分解されやすい性質を持ち」の方が市民に分かりやすいと思います。 ・また、「せっけん洗剤」とするのは、洗剤にいろいろある中で石けんを意識してもらうためです。合成洗剤との区別もしやすいです。 	
1-3	意見	<p>第2条について</p> <p>1条の括弧書きから移動し、石けん洗剤の定義を2条に入れて下さい。</p> <p>表現を下記のように「含有する界面活性剤が石けんのみであるものとする。」にする。</p>	<p>第1条の括弧書きから移動し、「石けん」の定義を第2条に入れることについては1-1の回答と同様です。</p> <p>また、「含有する界面活性剤が石けんのみであるものとする。」の意見については、家庭</p>

		<p>記</p> <p>第2条 この条例において「石けん洗剤」とは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第2条第1号に規定する家庭用品であって、含有する界面活性剤が石けんのみであるものとする。以下同じ。</p>	<p>用品品質表示法に基づき、案のとおりとします。</p>
	理由	<p>「石けん」は、洗剤の種類名に使用する場合と界面活性剤の名称として使用する場合の2つの意味があります。</p> <p>上記のように「含有する界面活性剤が石けんのみであるもの」とすることで「石けんの界面活性剤のみを使用しているものを推奨している」ことが明確に伝わると思います。</p>	
1-4	意見	<p>第3条 審議会委員について</p> <p>(5)として「環境団体に属する者」を入れてください。</p> <p>(6)公募の市民・・・番号がずれる。</p>	<p>環境に関する分野については、「学識経験を有する者」によって網羅されるものと考えていますので、案のとおりとします。</p>
	理由	<p>この条例の目的は、環境に配慮したまちづくり、自然界で分解、環境及び身体にやさしいなどとなっていますので、日頃から環境を考えた活動をしている団体からの委員は重要だと思います。</p>	

7 内容の修正について

寄せられたご意見に基づき我孫子市石けん利用推進対策審議会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例（案）を別紙2のとおり修正しました。

8 担当 我孫子市役所 商業観光課 消費生活センター

TEL：04-7185-1469